

碧南市民憲章の柱と組立て

前文の意図するもの

●趣旨

碧南市民憲章の前文は、恵まれた風土と優れた市民性を基調としています。そして未来への発展に望みを託し、市民自らの手によって、豊かなまちづくりをする決意を表しています。

●地域性と共同体感情

人が共に住み、共に属することによって、そこには自ら他の地域と区別される社会的特徴が現れます。その土地に住む人々は、そのことに関心を持ち、共同体としての感情を育てます。

わたしたちの郷土は、その名「碧南」のように、地理的にも気候的にも恵まれて、快適で安全なまちとして発展してきました。この明るさ、あたたかさを人情のこまやかさとして、いっそう育てたいと願います。

また、わたしたちのまちに授かった自然の恵みは、矢作川であり、それが注ぎ込む衣浦の海です。そこには伝説があり、事件があり、長く住んだ住民の生活の中に深く根をおろしています。碧南市民がコミュニティづくりの基盤として、共同体感情を持ち続け、育てていく目標として、衣浦港をとり上げています。衣浦港は、市民生活に豊かさをもたらすものでありますが、この豊かさは物質的な豊かさとともに、世界に開けゆく、おおらかな心の豊かさをも意味します。望ましい発展に向けて、市民の力を結集する覚悟を示しているのです。

●住民自治の姿勢

このことについては、前章「市民憲章とは」においてその考え方を示しました。都市化の波による地域住民の連帯がうすれています。今、わたしたちは、人権・平等・自治という市民意識を結集し、生きがいのある暮らしをつくり上げたいものです。市民優先の理念に立って、対話と協調のコンセンサスを生むことを目指しています。

本文の柱だてと組立て

●五つの視点

碧南市民憲章は、人権の尊重、環境づくり、文化遺産の尊重・継承という住民自治の視点を五つの項目にまとめています。この視点の集約には、アンケートや街頭インタビューなどで得た市民の声をまず集めました。その結果をもとにして、碧南市民憲章制定市民会議で検討を加え、次の五項目を決めました。

○健康・安全 ○労働・生産 ○互助・協同 ○自然・環境 ○教養・文化

●五つの広がり

人間の生活は、一面において個性をつくりつつ、他面において共通の生活を持つことに特性があります。各人・各家庭がそれぞれに個性的な生き方をしつつ、互いに尊重し合意を生むことが必要です。人々の生活の広がりを五つの場としてとらえ、そのいずれをも尊重するという立場が盛られています。

すなわち、わたしたち一人ひとりの市民は平等の原則のもとに

○人としての生活を営み (個人生活) ○家庭を築き (家族集団)

○近隣とのつながりの中で (隣人集団) ○郷土を持って (郷土集団)

○大きな社会を構成する (社会集団) 人としてとらえられています。

また、ここでいう市民とは、単に行政区画の一員としてではなく、教養と見識をそなえた責任ある生き方を
していく人間としての意味を見出しています。

●遠近背景的な立体構造

この五つの視点と五つの広がり、遠近背景的な立体構造をなして、次のような五項目の主文として成文
化されています。

前 文

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたた
かく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたち
は「自治の約束」として、この憲章を掲げます。

「自治の約束」 ⇒ 基本理念

柱1. 健康・安全＝生命の尊重、やすらぎ、すこやかさ……

(主文の前段) 安心して住める町に

(主文) いのちを大切に、すこやかな
毎日をおくれます。

「自治の約束」 ⇒ 視点1

⇒ 個人生活

柱2. 労働・生産＝豊かさ、しあわせ、いきがい……

(主文の前段) 活気ある町に

(主文) 元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

「自治の約束」 ⇒ 視点2

⇒ 家庭集団

柱3. 互助・協同＝おもしろい、助け合い、規律……

(主文の前段) あたたかい心の町に

(主文) 話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

「自治の約束」 ⇒ 視点3

⇒ 隣人集団

柱4. 自然・環境＝美しい町、郷土愛……

(主文の前段) きれいな水と青い空の町に

(主文) 自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

「自治の約束」 ⇒ 視点4

⇒ 郷土集団

柱5. 教養・文化＝おしえ、知性、若い力……

(主文の前段) 清らかな文化の町に

(主文) 若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

「自治の約束」 ⇒ 視点5

⇒ 社会集団